



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

目次（*については県例規集掲載事項）	（取扱課室名）	ページ
○ 規則		
*32 和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例の施行期日を定める規則	（環境生活総務課）	..... 1
*33 生活福祉資金貸付事業補助規則の一部を改正する規則	（福祉保健総務課）	..... 1
*34 和歌山県指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設の指定等に関する規則の一部を改正する規則	（長寿社会課）	..... 2
*35 和歌山県指定市町村事務受託法人の指定等に関する規則の一部を改正する規則	（ " ）	..... 8
*36 医療法施行細則の一部を改正する規則	（医務課）	..... 11
○ 公安委員会規則		
*3 和歌山県警察個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則		..... 14
○ 県議会に関する事項		
*和歌山県個人情報保護条例の施行に関する和歌山県議会規程の一部を改正する規程		..... 37

## 規 則

### 和歌山県規則第32号

和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例の施行期日を定める規則を次のように定める。

平成30年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例の施行期日を定める規則

和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例（平成30年和歌山県条例第16号）附則第1項第2号に掲げる規定の施行期日は、平成30年6月22日とする。

### 和歌山県規則第33号

生活福祉資金貸付事業補助規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

生活福祉資金貸付事業補助規則の一部を改正する規則

生活福祉資金貸付事業補助規則（昭和36年和歌山県規則第77号）の一部を次のように改正する。

第5条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 生活福祉資金貸付事業に係る貸付資金の原資の額の全部又は一部について事業の実施の見込みがないと認められるとき又はその額が別に知事が定める基準に照らして過大であると認められるときは、知事の指示に従い、必要な報告をし、又は補助金の返還をしなければならないこと。

別表第3項の表備考を次のように改める。

備考

- 1 高等学校には専修学校高等課程を含むものとし、短期大学には専修学校専門課程を含むものとする。
- 2 教育支援費の貸付限度額は、この表の規定にかかわらず、知事が特に必要と認めるときは、この

表に定める教育支援費の貸付限度額に2分の3を乗じて得た額とする。

別表第9項第1号中「年10.75パーセント」を「年5パーセント」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第3項及び第9項の規定は、平成28年2月1日から適用する。

和歌山県規則第34号

和歌山県指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設の指定等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設の指定等に関する規則の一部を改正する規則

和歌山県指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設の指定等に関する規則（平成11年和歌山県規則第109号）の一部を次のように改正する。

題名中「、指定居宅介護支援事業者」を削る。

第1条中「、指定居宅介護支援事業者」を削る。

第2条中「、法第79条第1項」を削り、「第94条第1項」の次に「、法第107条第1項」を加える。

第3条中「、法第79条の2第1項」を削り、「及び法第94条の2第1項」を「、法第94条の2第1項及び法第108条第1項」に改める。

第4条の見出し中「指定居宅サービス事業者の」を削り、同条に次の1項を加える。

2 法第72条の2第1項ただし書及び法第115条の2の2第1項ただし書の規定による別段の申出は、別記第3号様式の2により行うものとする。

第5条第1項中「、法第82条第1項」を削り、「第99条第1項」の次に「、法第113条第1項」を加え、同条第2項中「、法第82条第2項」を削り、「第99条第2項」の次に「、法第113条第2項」を加える。

第7条の見出し中「介護老人保健施設」の次に「及び介護医療院」を加え、同条中「第94条第2項」の次に「及び法第107条第2項」を加える。

第8条の見出し中「介護老人保健施設」の次に「及び介護医療院」を加え、同条中「第95条」の次に「及び法第109条」を加える。

第9条の見出し中「介護老人保健施設」の次に「及び介護医療院」を加え、同条中「第98条第1項第4号」の次に「及び法第112条第1項第4号」を加える。

第11条第1項中「、法第83条の2第3項」を削り、「第103条第3項」の次に「、法第114条の5第3項」を加え、同条第2項中「又は承認」を「並びに法第72条の2第5項及び法第115条の2の2第5項の届出」に改める。

第12条第1項中「、法第83条の2第4項」を削り、「第103条第4項」の次に「、法第114条の5第4項」を加え、同条第2項中「、法第85条」を削り、「第104条の2」の次に「、法第114条の7」を加え、「、施行規則第133条の2」を削り、「第137条の2」の次に「、施行規則第140条の2の3」を加える。

別記第1号様式中

「指定居宅サービス事業者  
指定介護予防サービス事業者  
指定居宅介護支援事業者  
介護保険施設 指定(許可)申請書 を 指定居宅サービス事業者  
指定介護予防サービス事業者  
介護保険施設 指定(許可)申請書 に、

「訪問介護」を



別記第3号様式の2（第4条関係）

特例による指定を不要とする旨の申出書

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所

申出者

氏 名 〔法人にあつては主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

次のとおり特例による指定を不要とする旨を申し出ます。

事 業 所	名称
	所在地
管 理 者	氏名
	住所
申出に係るサービスの種類	1 訪問介護 2 通所介護 3 短期入所生活介護 4 介護予防短期入所生活介護

備考

- 1 「特例による指定」とは、介護保険法第72条の2第1項の申請に係る同法第41条第1項本文の指定又は同法第115条の2の2第1項の申請に係る同法第53条第1項本文の指定をいう。
- 2 「申出に係るサービスの種類」欄については、該当項目番号に○印を付してください。

別記第4号様式及び別記第5号様式を次のように改める。

別記第4号様式 (第5条関係)

変 更 届 出 書

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所

届出者

氏 名

㊦

〔法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

次のとおり指定 (許可) を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

	介護保険事業者 番 号								
指定 (許可) 内容を変更した事業所 (施設)	名称 ----- 所在地								
サ ー ビ ス の 種 類									
変 更 が あ っ た 事 項		変 更 の 内 容							
1	事 業 所 (施 設) の 名 称	(変更前)							
2	事 業 所 (施 設) の 所 在 地								
3	主 たる 事 務 所 の 所 在 地								
4	代 表 者 (開 設 者) の 氏 名、生 年 月 日 及 び 住 所								
5	定 款・寄 附 行 為 等 及 び そ の 登 記 簿 謄 本・ 条 例 等 (当 該 事 業 に 関 す る も の に 限 る。)								
6	事 業 所 (施 設) の 建 物 の 構 造、専 用 区 画 等								
7	備 品 (訪 問 入 浴 介 護 事 業 及 び 介 護 予 防 訪 問 入 浴 介 護 事 業)								
8	事 業 所 (施 設) の 管 理 者 の 氏 名 及 び 住 所								
9	サ ー ビ ス 提 供 責 任 者 の 氏 名 及 び 住 所								
10	運 営 規 程								
11	協 力 医 療 機 関 (病 院)・協 力 歯 科 医 療 機 関	(変更後)							
12	事 業 所 の 種 別								
13	提 供 す る 居 宅 療 養 管 理 指 導 の 種 類								
14	事 業 実 施 形 態 (本 体 施 設 が 特 別 養 護 老 人 ホ ー ム の 場 合 の 単 独 型・空 床 利 用 型・併 設 型 の 別)								
15	入 院 患 者 又 は 入 所 者 の 定 員								
16	福 祉 用 具 の 保 管・消 毒 方 法 (委 託 し て い る 場 合 に あ っ て は、委 託 先 の 状 況)								
17	併 設 施 設 の 状 況 等								
18	役 員 の 氏 名、生 年 月 日 及 び 住 所								
19	介 護 支 援 専 門 員 の 氏 名 及 び そ の 登 録 番 号								
変 更 年 月 日		年 月 日							

備考

- 「変更があった事項」欄については、該当項目番号に○印を付してください。
- 変更内容が分かる書類を添付してください。

別記第5号様式（第5条関係）

廃止・休止・再開届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

住所  
届出者  
氏名 (印)

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

次のとおり事業の { 廃止（休止）をするので  
再開をしましたので } 届け出ます。

	介護保険事業者番号										
届出に係る事業所	名 称										
	所在地										
サービスの種類											
共生型障害児通所支援又は 共生型障害福祉サービスの指定	なし ・ あり										
廃止・休止・再開の別	廃止 ・ 休止 ・ 再開										
廃止・休止・再開の年月日	年 月 日										
廃止・休止する理由											
現にサービス又は支援を受けている者 に対する措置(廃止・休止する場合のみ)											
休止予定期間	年 月 日～ 年 月 日										

備考

- 1 事業を廃止（休止）する場合にあつてはその廃止（休止）の日の1月前までに、事業を再開する場合にあつてはその再開の日から10日以内に届け出る必要があります。
- 2 事業の再開に係る届出にあつては、施行規則に定める当該事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態に関する書類を添付してください。
- 3 「共生型障害児通所支援の指定」とは児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の17第1項の申請に係る同法第21条の5の3第1項の指定をいい、「共生型障害福祉サービスの指定」とは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第41条の2第1項の申請に係る同法第29条第1項の指定をいう。

別記第7号様式中

「 介護老人保健施設開設許可事項変更申請書 を 「 介護老人保健施設 開設許可事項変更申請書 に改め、  
介護医療院 」 」  
「介護老人保健施設の」を削る。

別記第8号様式中

「 介護老人保健施設管理者承認申請書 を 「 介護老人保健施設 管理者承認申請書 に改め、  
介護医療院 」 」  
「介護老人保健施設の」を削る。

別記第9号様式中

「 介護老人保健施設広告許可事項申請書 を 「 介護老人保健施設 広告許可事項申請書 に改める。  
介護医療院 」 」

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

---

#### 和歌山県規則第35号

和歌山県指定市町村事務受託法人の指定等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県指定市町村事務受託法人の指定等に関する規則の一部を改正する規則

和歌山県指定市町村事務受託法人の指定等に関する規則（平成18年和歌山県規則第43号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式を次のように改める。



別記第1号様式 (第2条関係)

受付番号

指定市町村事務受託法人 指定申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

所在地  
申請者  
名称

印

介護保険法に規定する指定市町村事務受託法人に係る指定を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

事務所所在地市町村番号

申請者	フリガナ名	-----				
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 ー ) 都道 郡市 府県 区				
	連絡先	電話番号	FAX番号			
	法人の種別	法人所轄庁				
	代表者の職・氏名・生年月日	職名	フリガナ氏名	生年月日		
指定を受けようとする事務所	代表者の住所	(郵便番号 ー ) 都道 郡市 府県 区				
	フリガナ事務所の名称	-----				
	事務所の所在地	(郵便番号 ー ) 都道 郡市 府県 区				
	事務所連絡先	電話番号	FAX番号			
	指定を受けようとする事務	介護保険法第24条の2第1項第1号に規定する事務 (照会等事務)			開始予定年月日	
	介護保険法第24条の2第1項第2号に規定する事務 (要介護認定調査事務)			開始予定年月日		
既に指定等を受けている事業等の種類		実施事業		既に指定等を受けている事業等の指定 (許可) 年月日		
居宅サービス	訪問介護					
	訪問入浴介護					
	訪問看護					
	訪問リハビリテーション					
	居宅療養管理指導					
	通所介護					
	通所リハビリテーション					
	短期入所生活介護					
	短期入所療養介護					
	特定施設入居者生活介護					
	福祉用具貸与					
	特定福祉用具販売					
	地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護				
夜間対応型訪問介護						
地域密着型通所介護						
認知症対応型通所介護						
小規模多機能型居宅介護						
認知症対応型共同生活介護						
地域密着型特定施設入居者生活介護						
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護						
複合型サービス						
居宅介護支援						



附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

**和歌山県規則第36号**

医療法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則（平成9年和歌山県規則第2号）の一部を次のように改正する。

第15条を次のように改める。

（医師の宿直を要しない診療体制の確保の確認の申請）

第15条 施行規則第9条の15の2の知事に認められた場合は、医業を行う病院に医師を宿直させなくても、当該病院の入院患者の病状が急変した場合においても当該病院の医師が速やかに診療を行う体制を当該病院の管理者が確保していることについて、当該病院の管理者が知事の確認を受けた場合とする。

2 前項の確認の申請は、医師の宿直を要しない診療体制確保確認申請書（別記第18号様式）により行わなければならない。

別記第18号様式を次のように改める。

別記第18号様式 (第15条関係)

医師の宿直を要しない診療体制確保確認申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

管 理 者	住 所	〒 電話番号 ( )
	氏 名	㊟

医療法 (昭和 23 年法律第 205 号) 第 16 条ただし書の医師の宿直を要しない診療体制が確保されていることの確認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 病院の名称及び所在地

名 称	
所 在 地	〒 電話番号 ( )

2 診療科名

--

3 医師の宿直を要しない理由

--

4 医師の宿直を要しない診療体制の確保の内容

(1) 入院患者の病状が急変した場合に速やかに診療を行うために待機する医師の待機場所及び氏名

待機場所	〒 電話番号 ( )
氏 名 (当番制で医師が待機する場合は、当該待機医師全員の氏名)	

(2) 入院患者の病状が急変した場合の待機医師への連絡体制

病院と医師の 待機場所との 間の距離、移 動方法及び移 動時間	(1) 待機場所から病院までの距離：  (2) 待機場所から病院への移動方法：  (3) 待機場所から病院への移動時間：
病院から待機 医師への連絡 の方法	

5 待機医師が病院からの連絡を常時受けられる体制を確保するために講じる措置

講じる措置の 内容	
--------------	--

6 待機医師が入院患者の病状が急変した場合に速やかに適切な診療を行える体制を確保するために講じる措置

講じる措置の 内容	
--------------	--

添付資料

- 1 待機医師の待機場所及び病院の建物の配置を示した周辺の見取図
- 2 その他知事が必要と認める書類

別記第33号様式、別記第34号様式及び別記第35号様式中「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

別記第37号様式中「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設又は介護医療院」に、「1及び2並びに」を「1から3まで及び」に改める。

別記第39号様式中「又は介護老人保健施設別の」を「、介護老人保健施設又は介護医療院の別に区分された」に改める。

別記第43号様式及び別記第48号様式中「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の医療法施行細則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

## 公安委員会規則

### 和歌山県公安委員会規則第3号

和歌山県警察個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月30日

和歌山県公安委員会委員長 溝 端 莊 悟

和歌山県警察個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県警察個人情報保護条例施行規則（平成18年和歌山県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第1号ウ中「第2条第2項」を「第2条第1項」に改める。

第1条の2の次に次の2条を加える。

（他の情報から除かれる情報）

第1条の3 条例第2条第12号の実施機関の規則で定める情報は、同号の個人に関する情報の全部又は一部を含む個人情報（同号に規定する個人情報をいう。）とする。

（条例第2条第14号イの実施機関非識別加工情報ファイル）

第1条の4 条例第2条第14号イの実施機関の規則で定めるものは、これに含まれる実施機関非識別加工情報を一定の規則に従って整理することにより特定の実施機関非識別加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合体であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものとする。

第2条第5項及び第8項中「第15条第2項第8号」を「第15条第2項第10号」に改め、同条第9項中「第15条第2項第10号」を「第15条第2項第12号」に改める。

第4条第1項第1号中「個人番号カード」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（第27条第4項第1号において「個人番号カード」という。）」に改める。

第26条第1項中「別記様式第29号」を「別記様式第39号」に改め、同条を第38条とし、第25条の次に次の12条を加える。

（提案の募集の方法）

第26条 条例第45条の4の規定による提案の募集は、毎年度1回以上、当該募集の開始の日から30日以上期間を定めて、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

2 提案の募集に関し必要な事項は、あらかじめ告示するものとする。

（提案の方法等）

第27条 条例第45条の5第1項の提案は、実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書（別記様式第29号）により行うものとする。

2 代理人によって前項の提案をする場合にあっては、実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書に当該代理人の権限を証する書面を添えて行うものとする。

3 条例第45条の5第2項第8号の実施機関の規則で定める事項は、提案に係る実施機関非識別加工情報に關して希望する提供の方法とする。

4 条例第45条の5第3項の実施機関の規則で定める書類は、次のとおりとする。

(1) 提案をする者が個人である場合にあっては、その氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類の写しであって、当該提案をする者が本人であることを確認するに足りるもの

(2) 提案をする者が法人その他の団体である場合にあっては、その名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名と同一の名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに氏名が記載されている登記事項証明書又は印鑑登録証明書で提案の日前6月以内に作成されたものその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、その者が本人であることを確認するに足りるもの

(3) 提案をする者がやむを得ない事由により前2号に掲げる書類を添付できない場合にあっては、当該提案をする者が本人であることを確認するため公安委員会又は警察本部長が適当と認める書類

(4) 前各号に掲げる書類のほか、公安委員会又は警察本部長が必要と認める書類

5 前項の規定は、代理人によって第1項の提案をする場合に準用する。この場合において、前項第1号から第3号までの規定中「提案をする者」とあるのは「代理人」と読み替えるものとする。

6 条例第45条の5第3項第1号の書面は、誓約書（別記様式第30号）によるものとする。

7 公安委員会又は警察本部長は、条例第45条の5第2項の規定により提出された書面又は同条第3項の規定により添付された書類に不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、同条第1項の提案をした者又は代理人に対して、説明を求め、又は当該書面若しくは書類の訂正を求めることができる。

（提案に係る実施機関非識別加工情報の本人の数）

第28条 条例第45条の7第1項第2号の実施機関の規則で定める数は、1,000人とする。

（提案に係る実施機関非識別加工情報を事業の用に供する期間）

第29条 条例第45条の7第1項第5号の実施機関の規則で定める期間は、条例第45条の5第2項第5号の事業並びに同号の提案に係る実施機関非識別加工情報の利用の目的及び方法からみて必要な期間とする。

（提案に係るその他審査の基準）

第30条 条例第45条の7第1項第7号の実施機関の規則で定める基準は、公安委員会又は警察本部長が提案に係る実施機関非識別加工情報を作成する場合に事務の遂行に著しい支障を及ぼさないものであることとする。

（審査した結果の通知方法及び通知事項）

第31条 条例第45条の7第2項の規定による通知は、次に掲げる書類を添えて審査結果通知書（別記様式第31号）により行うものとする。

(1) 実施機関非識別加工情報の利用に関する契約の締結の申込書（別記様式第32号）により作成した条例第45条の9の規定による実施機関非識別加工情報の利用に関する契約の締結の申込みに関する書類

(2) 前号の契約の締結に関する書類

2 条例第45条の7第2項第2号の実施機関の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 納付すべき手数料の額
- (2) 手数料の納付方法
- (3) 手数料の納付期限

(4) 実施機関非識別加工情報の提供の方法

3 条例第45条の7第3項の規定による通知は、審査結果通知書（別記様式第33号）により行うものとする。  
（実施機関非識別加工情報の作成に関する意見照会等）

第32条 条例第45条の8第1項において準用する和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号）第15条第1項の実施機関の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第45条の5第1項の提案の年月日
- (2) 条例第45条の5第1項の提案に係る個人情報ファイルの記録項目
- (3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第45条の8第1項において準用する和歌山県情報公開条例第15条第1項の規定による通知を書面により行う場合の通知は、保有個人情報を非識別加工情報へ加工して提供することに関する意見照会書（別記様式第34号）により行うものとする。

3 条例第45条の8第1項において準用する和歌山県情報公開条例第15条第2項の実施機関の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第45条の5第1項の提案の年月日
- (2) 条例第45条の8第1項において準用する和歌山県情報公開条例第15条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由
- (3) 条例第45条の5第1項の提案に係る個人情報ファイルの記録項目
- (4) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

4 条例第45条の8第1項において準用する和歌山県情報公開条例第15条第2項の規定による通知は、保有個人情報を非識別加工情報へ加工して提供することに関する意見照会書（別記様式第35号）により行うものとする。

（実施機関非識別加工情報の利用に関する契約の締結）

第33条 条例第45条の9の規定による実施機関非識別加工情報の利用に関する契約の締結は、第31条第1項の書類を提出することにより行うものとする。

（実施機関非識別加工情報の作成の方法に関する基準）

第34条 条例第45条の10第1項の実施機関の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 保有個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること（当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- (2) 保有個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- (3) 保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号（現に公安委員会又は警察本部長において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。）を削除すること（当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む。）。
- (4) 特異な記述等を削除すること（当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- (5) 前各号に規定する措置のほか、保有個人情報に含まれる記述等と当該保有個人情報を含む個人情報ファイルを構成する他の保有個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報ファイルの性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。

（実施機関非識別加工情報の個人情報ファイル簿に記載する事項）



第35条 条例第45条の11第1号の実施機関の規則で定める事項は、実施機関非識別加工情報の本人の数及び実施機関非識別加工情報に含まれる情報の項目とする。

（準用）

第36条 第27条、第29条、第31条及び第33条の規定は、条例第45条の12第1項の提案をする場合について準用する。この場合において、第27条第1項中「実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書（別記様式第29号）」とあるのは「作成された実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書（別記様式第36号）」と、同条第2項中「実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」とあるのは「作成された実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」と、第31条第1項中「審査結果通知書（別記様式第31号）」とあるのは「審査結果通知書（別記様式第37号）」と、同条第3項中「審査結果通知書（別記様式第33号）」とあるのは「審査結果通知書（別記様式第38号）」と読み替えるものとする。

（実施機関非識別加工情報等の安全確保の措置の基準）

第37条 条例第45条の15第1項の実施機関の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 実施機関非識別加工情報等を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。
- (2) 実施機関非識別加工情報等の取扱いに関する規程等を整備し、当該規程等に従って実施機関非識別加工情報等を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。
- (3) 実施機関非識別加工情報等を取り扱う正当な権限を有しない者による実施機関非識別加工情報等の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

別記様式第1号を次のように改める。

別記様式第1号(第2条関係)

個人情報ファイル簿	
作成年月日(修正した場合にあつては、直近の修正年月日)	
個人情報ファイルの名称	
実施機関の名称	<input type="checkbox"/> 公安委員会 <input type="checkbox"/> 警察本部長
事務をつかさどる組織の名称	
個人情報ファイルの利用目的	
記録項目	
記録範囲	
記録情報の収集方法	
要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 含まれる。 <input type="checkbox"/> 含まれない。
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	
訂正及び利用停止に関する法令又は他の条例の規定による特別の手續	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 和歌山県個人情報保護条例第2条第6号ア(電算処理ファイル) <input type="checkbox"/> 和歌山県個人情報保護条例第2条第6号イ(マニュアル処理ファイル)
和歌山県警察個人情報保護条例施行規則第2条第7項第3号に該当する個人情報ファイル	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
実施機関非識別加工情報の提案を募集する個人情報ファイル	<input type="checkbox"/> 該当する。 <input type="checkbox"/> 該当しない。
実施機関非識別加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	

和歌山県個人情報保護条例第45条の8第1項において準用する和歌山県情報公開条例第15条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会が与えられる個人情報ファイル		<input type="checkbox"/> 該当する。 <input type="checkbox"/> 該当しない。
実施機関非識別加工	実施機関非識別加工情報の本人の数	
別加工情報の概要	実施機関非識別加工情報に含まれる情報の項目	
作成された実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案をすることができる期間		
備考		

別記様式第29号中「第26条関係」を「第38条関係」に、「第26条第1項」を「第38条第1項」に改め、同様式を別記様式第39号とし、別記様式第28号の次に次の10様式を加える。

別記様式第29号（第27条関係）

実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書

年 月 日

殿

郵便番号

（ふりがな）

住所又は居所（法人その他の団体にあつては、本店又は主たる事務所  
の所在地を記載すること。）

（ふりがな）

氏名（個人にあつては、自筆で記入したときは、押印を省略するこ  
とができる。法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の  
氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押  
印を省略することができる。）

印

連絡先（電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部  
署がある場合は、当該担当部署の名称及び担当者の氏名を記  
載すること。）

和歌山県個人情報保護条例第45条の5第1項の規定により、次のとおり実施機関非識別加工情報をそ  
の用に供して行う事業に関する提案をします。

- 1 個人情報ファイルの名称
- 2 実施機関非識別加工情報の本人の数
- 3 加工の方法を特定するに足りる事項
- 4 実施機関非識別加工情報の利用
  - (1) 利用の目的
  - (2) 利用の方法
  - (3) 利用に供する事業の内容
  - (4) 上記 (3) の事業の用に供しようとする期間
- 5 漏えいの防止等実施機関非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置

## 6 実施機関非識別加工情報の提供の方法

- (1) 提供媒体  CD-R  DVD-R  
(2) 提供方法  窓口受領  郵送

## 記載要領

- 「1 個人情報ファイルの名称」には、和歌山県警察本部情報公開コーナーにおいて備えて置き一般の閲覧に供し、及び和歌山県警察のホームページにおいて公表されている個人情報ファイル簿（和歌山県個人情報保護条例第45条の5第1項の提案の募集をする個人情報ファイルである旨が個人情報ファイル簿に記載されている個人情報ファイルに限る。以下同じ。）の個人情報ファイルの名称を記載すること。
- 「2 実施機関非識別加工情報の本人の数」には、提案をする者が提供を求める実施機関非識別加工情報に含まれる本人の数（下限は1,000人）を記載すること。
- 「3 加工の方法を特定するに足りる事項」には、公安委員会又は警察本部長において具体的かつ明確に加工の方法を特定できる情報を記載すること。具体的には、個人情報ファイル簿に掲載されている「記録項目」のうち実施機関非識別加工情報として提供を希望する記録項目名及び当該記録項目ごとの情報の程度（例えば、記録項目が「住所」であれば「都道府県名のみ」とする。）を記載すること。  
なお、提案のあった個人情報ファイルを構成する保有個人情報に、和歌山県情報公開条例第7条第2号以外の非開示情報が含まれる場合は、当該非開示情報に該当する部分は加工対象から除かれることに注意すること。
- 「実施機関非識別加工情報の利用」には、4（1）から（4）までの事項を具体的に記載すること。また、「4（4）上記（3）の事業の用に供しようとする期間」には、事業の目的及び内容並びに実施機関非識別加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間を記載すること。
- 「5 漏えいの防止等実施機関非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置」には、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）」を踏まえて記載すること。
- 「6 実施機関非識別加工情報の提供の方法」には、該当するのチェックボックスに「レ」マークを入れること。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第30号（第27条関係）

誓約書

年 月 日

殿

（ふりがな）

氏名（個人にあつては、自筆で記入したときは、押印を省略することができる。法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略することができる。）

印

提案をする者（及びその役員）が、和歌山県個人情報保護条例第45条の6各号に該当しないことを誓約します。

記載要領

- 1 役員とは、取締役、執行役、業務執行役員、監査役、理事、監事その他これらに準ずるものをいう。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第31号（第31条関係）

## 審査結果通知書

提案者 様

第 年 月 日  
年 月 日

印

年 月 日付け「実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、和歌山県個人情報保護条例第45条の7第1項各号に掲げる基準に適合すると認めるので、同条第2項の規定により、以下の事項を通知します。

## 1 契約の締結

との間で実施機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができます。

実施機関非識別加工情報の利用に関する契約の締結を申し込む場合は、2に従って手数料を納付の上、和歌山県警察個人情報保護条例施行規則第31条第1項各号に掲げる書類を  
年 月 日（必着）までに提出してください。

## 2 手数料

(1) 納付すべき手数料の額

(2) 手数料の納付方法

(3) 手数料の納付期限

## 3 実施機関非識別加工情報の提供の方法

## 4 その他

記載要領 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。



別記様式第32号 (第31条関係)

実施機関非識別加工情報の利用に関する契約の締結の申込書  
(第1面)

年 月 日

殿

郵便番号

(ふりがな)

住所又は居所 (法人その他の団体にあつては、本店又は主たる  
事務所の所在地を記載すること。)

(ふりがな)

氏名 (個人にあつては、自筆で記入したときは、押印を省略す  
ることができる。法人その他の団体にあつては、名称及  
び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記  
入したときは、押印を省略することができる。)

印

連絡先 (電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担  
当部署がある場合は、当該担当部署の名称及び担当者  
の氏名を記載すること。)

年 月 日付け 第 号の「審査結果通知書」を受領しましたので、

第45条の9

和歌山県個人情報保護条例

の規定に

第45条の12第2項において準用する同条例第45条の9

より、実施機関非識別加工情報の利用に関する契約の締結を申し込みます。

記載要領

- 1 実施機関非識別加工情報の利用に係る手数料は、「審査結果通知書」により通知した事項に従って納付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

（第2面）

領収証書の写し貼り付け欄

（領収印があるものに限る。）

別記様式第33号（第31条関係）

審査結果通知書

提案者 様

第 年 月 日 号



年 月 日付け「実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、以下の理由により、和歌山県個人情報保護条例第45条の7第1項第 号の基準に適合しないと認めるので、同条第3項の規定により通知します。

（提案が和歌山県個人情報保護条例第45条の7第1項第 号に掲げる基準に適合しないと認める理由）

記載要領

- 1 「提案が和歌山県個人情報保護条例第45条の7第1項第 号に掲げる基準に適合しないと認める理由」は、適合しないと認める該当基準及びその判定内容をできる限り具体的に記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第34号(第32条関係)

保有個人情報 を非識別加工情報へ加工して提供することに関する意見照会書

第 年 月 日 号

第三者 様

印

あなたに関する情報が記録されている以下の個人情報ファイルについて和歌山県個人情報保護条例第45条の5第1項の規定による実施機関非識別加工情報に係る提案がありました。

当該提案については、当該個人情報ファイルを特定の個人を識別することができないように及びその作成に用いる個人情報を復元することができないように加工した実施機関非識別加工情報として当該提案をした者に提供することとなります。

つきましては、和歌山県個人情報保護条例第45条の8第1項において準用する和歌山県情報公開条例第15条第1項の規定に基づき御意見を伺いますので、当該個人情報ファイルに含まれるあなたの個人情報を非識別加工して提供することについて御意見がある場合は、別紙の「実施機関非識別加工情報の提案に関する意見書」を御提出いただきますようお願いいたします。

反対の御意見をいただいた場合は、加工の対象となる個人情報ファイルから、あなたに関する情報を除外した上で実施機関非識別加工情報を作成し、当該提案をした者に提供することとなります。

なお、提出期限までに同意見書の御提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

- 1 提案のあった個人情報ファイルの名称
- 2 提案がなされた日
- 3 上記個人情報ファイルの記録項目
- 4 作成を予定している実施機関非識別加工情報の概要
- 5 意見書の提出先  
課 係  
電話番号 ( ) -
- 6 意見書の提出期限

記載要領 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別紙

実施機関非識別加工情報の提案に関する意見書

年 月 日

殿

郵便番号

（ふりがな）

住所又は居所

（ふりがな）

氏名（自筆で記入したときは、押印を省略することができる。）

印

連絡先（電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。）

年 月 日付け「保有個人情報を非識別加工情報へ加工して提供することに関する意見照会書」について、次のとおり意見を提出します。

1 照会のあった個人情報ファイルの名称

2 意見

(1) 自身に関する個人情報が含まれる上記個人情報ファイルを非識別加工して提供することについての反対意見の有無（該当する項目にチェック）

無 有（反対）

(2) その他

記載要領

1 「2 (2) その他」には、必要に応じて、反対の理由等を記載すること（特に意見がなければ記載は不要）。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第35号（第32条関係）

保有個人情報 を非識別加工情報へ加工して提供することに関する意見照会書

第 年 月 日 号

第三者 様

印

あなたに関する情報が記録されている以下の個人情報ファイルについて和歌山県個人情報保護条例第45条の5第1項の規定による実施機関非識別加工情報に係る提案がなされました。

当該提案については、当該個人情報ファイルを特定の個人を識別することができないように及びその作成に用いる個人情報を復元することができないように加工した実施機関非識別加工情報として当該提案をした者に提供することとなります。

つきましては、和歌山県個人情報保護条例第45条の8第1項において準用する和歌山県情報公開条例第15条第2項の規定に基づき御意見を伺いますので、当該個人情報ファイルに含まれるあなたの個人情報を非識別加工して提供することについて御意見がある場合は、別紙の「実施機関非識別加工情報の提案に関する意見書」を御提出いただきますようお願いいたします。

反対の御意見をいただいた場合は、加工の対象となる個人情報ファイルから、あなたに関する情報を除外した上で実施機関非識別加工情報を作成し、当該提案をした者に提供することとなります。

なお、提出期限までに同意書書の御提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

- 1 提案のあった個人情報ファイルの名称
- 2 提案がなされた日
- 3 和歌山県個人情報保護条例第45条の8第1項において準用する和歌山県情報公開条例第15条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由  
(区分)  
(理由)
- 4 上記個人情報ファイルの記録項目
- 5 作成を予定している実施機関非識別加工情報の概要
- 6 意見書の提出先  
課 係  
電話番号 ( ) -
- 7 意見書の提出期限

記載要領 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別紙

実施機関非識別加工情報の提案に関する意見書

年 月 日

殿

郵便番号  
(ふりがな)  
住所又は居所

(ふりがな)  
氏名（自筆で記入したときは、押印を省略することができる。）

印

連絡先（電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。）

年 月 日付け「保有個人情報を非識別加工情報へ加工して提供することに関する意見照会書」について、次のとおり意見を提出します。

1 照会のあった個人情報ファイルの名称

2 意見

(1) 自身に関する個人情報が含まれる上記個人情報ファイルを非識別加工して提供することについての反対意見の有無（該当する項目にチェック）

無 有（反対）

(2) その他

記載要領

- 1 「2 (2) その他」には、必要に応じて、反対の理由等を記載すること（特に意見がなければ記載は不要）。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第36号 (第36条関係)

作成された実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書

年 月 日

殿

郵便番号

(ふりがな)

住所又は居所 (法人その他の団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。)

(ふりがな)

氏名 (個人にあつては、自筆で記入したときは、押印を省略することができる。法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは押印を省略することができる。)

印

連絡先 (電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署がある場合は、当該担当部署の名称及び担当者の氏名を記載すること。)

和歌山県個人情報保護条例 第45条の12第1項前段 第45条の12第1項後段 の規定により、次のとおり作成された実

施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業 (又は事業の変更) に関する提案をします。

- 1 提案に係る実施機関非識別加工情報を特定するに足りる事項
- 2 実施機関非識別加工情報の利用
  - (1) 利用の目的
  - (2) 利用の方法
  - (3) 利用に供する事業の内容
  - (4) 上記 (3) の事業の用に供しようとする期間
- 3 漏えいの防止等実施機関非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置
- 4 実施機関非識別加工情報の提供の方法
  - (1) 提供媒体  CD-R  DVD-R
  - (2) 提供方法  窓口受領  郵送



## 記載要領

- 1 「1 提案に係る実施機関非識別加工情報を特定するに足りる事項」には、和歌山県個人情報保護条例第45条の11の規定により個人情報ファイル簿に記載された実施機関非識別加工情報の概要を記載すること。
- 2 「2 実施機関非識別加工情報の利用」には、2（1）から（4）までの事項を具体的に記載すること。また、「2（4）上記（3）の事業の用に供しようとする期間」には、事業の目的及び内容並びに実施機関非識別加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間を記載すること。
- 3 「3 漏えいの防止等実施機関非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置」には、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）」を踏まえて記載すること。
- 4 「4 実施機関非識別加工情報の提供の方法」には、該当する□のチェックボックスに「レ」マークを入れること（和歌山県個人情報保護条例第45条の12第1項前段の提案をする場合に限る。）。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第37号（第36条関係）

審査結果通知書

提案者 様

第 年 月 日  
年 月 日



年 月 日付け「作成された実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、和歌山県個人情報保護条例第45条の12第2項において準用する同条例第45条の7第1項第1号及び第4号から第7号までに掲げる基準に適合すると認めるので、同条第2項の規定により、以下の事項を通知します。

1 契約の締結

との間で実施機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができます。

実施機関非識別加工情報の利用に関する契約の締結を申し込む場合は、2に従って手数料を納付の上、和歌山県警察個人情報保護条例施行規則第31条第1項各号に掲げる書類を  
年 月 日（必着）までに提出してください。

2 手数料

(1) 納付すべき手数料の額

(2) 手数料の納付方法

(3) 手数料の納付期限

3 実施機関非識別加工情報の提供の方法

4 その他

記載要領 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第38号（第36条関係）

審査結果通知書

提案者 様

第 年 月 日  
第 号



年 月 日付け「作成された実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、以下の理由により、和歌山県個人情報保護条例第45条の12第2項において準用する同条例第45条の7第1項第 号の基準に適合しないと認めるので、同条第3項の規定により通知します。

（提案が和歌山県個人情報保護条例第45条の12第2項において準用する同条例第45条の7第1項第1号及び第4号から第7号までに掲げる基準に適合しないと認める理由）

記載要領

- 1 「提案が和歌山県個人情報保護条例第45条の12第2項において準用する同条例第45条の7第1項第1号及び第4号から第7号までに掲げる基準に適合しないと認める理由」は、適合しないと認める該当基準及びその判定内容をできる限り具体的に記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第39号 (第38条関係)

写しの交付申出書

年 月 日

殿  
氏 名

住所又は居所 (郵便番号) (電話番号)

連絡先 (電話番号)

和歌山県警察個人情報保護条例施行規則第38条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報  
情報が記録された公文書の写しの交付を申し出ます。

写しの交付を 求める保有個人 情報の内容	
開示決定通知書の日付 及び文書番号	年 月 日 付け 第 号
最初に開示を受けた日	年 月 日
求める写しの 交付の実施の 方法 (希望する方法の □内に✓印を記入 してください。)	1 文書、図画又は写真の場合 □写しの交付 2 フィルム又は電磁的記録の場合 □写しの交付 ( □複写機により用紙に複写したもの □その他 ( ) )

注1 本人が申し出る際には、本人であることを示す書類(運転免許証、個人番号カード、旅券等)を提示し、又は提出し  
てください。

2 代理人が申し出る際には、当該代理人本人であることを示す書類のほか、当該代理人の資格を示す書類(戸籍謄本、  
登記事項証明書、印鑑登録証明書等)を提示し、又は提出してください。

なお、当該代理人が法人であるときは、「氏名」欄には当該法人の名称及び代表者の氏名を、「住所又は居所」欄には  
当該法人の主たる事務所の所在地を記入し、当該法人の代表者印を押印してください。

代理人が申し出る場合には、次の欄にも記入してください。

申 出 者	□未成年者の法定代理人(未成年者: 年 月 日生) □成年被後見人の法定代理人 □任意代理人(保有特定個人情報を申し出る場合に限る。)	
本人の氏名 及び住所	氏 名	
	住 所	(電話番号)

※ 以下の欄は記入しないでください。

申 出 者 本 人 の 確 認	□運転免許証 □個人番号カード □旅券 □その他 ( )	
法定代理人の資格確認	□戸籍謄本 □登記事項証明書 □その他 ( )	
任意代理人の資格確認	□本人の押印がある委任状(印鑑登録証明書が添付されている場合に限る。) □その他 ( )	
窓口受付	担当所属受付	担当所属
		電話番号 ( ) - 内 線

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、和歌山県個人情報保護条例及び和歌山県情報公開条例の一部を改正する条例（平成29年和歌山県条例第54号。次項において「改正条例」という。）の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正条例第1項の規定による改正後の和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）第45条の3各号に掲げる事項を記載するための同条例第15条第1項に規定する個人情報ファイル簿の修正についての和歌山県警察個人情報保護条例施行規則第2条第4項の規定の適用については、同項中「直ちに」とあるのは、「和歌山県個人情報保護条例及び和歌山県情報公開条例の一部を改正する条例（平成29年和歌山県条例第54号）の施行後遅滞なく」とする。

## 県議会に関する事項

和歌山県個人情報保護条例の施行に関する和歌山県議会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年3月30日

和歌山県議会議長 尾 崎 太 郎

和歌山県個人情報保護条例の施行に関する和歌山県議会規程の一部を改正する規程

和歌山県個人情報保護条例の施行に関する和歌山県議会規程（平成17年4月1日制定）の一部を次のように改正する。

第1条の2第1号ウ中「第2条第2項」を「第2条第1項」に改める。

第1条の2の次に次の2条を加える。

(他の情報から除かれる情報)

- 第1条の3 条例第2条第12号の実施機関の規程で定める情報は、同号の個人に関する情報の全部又は一部を含む個人情報（同号に規定する個人情報をいう。）とする。

(条例第2条第14号イの実施機関非識別加工情報ファイル)

- 第1条の4 条例第2条第14号イの実施機関の規程で定めるものは、これに含まれる実施機関非識別加工情報を一定の規則に従って整理することにより特定の実施機関非識別加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合体であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものとする。

第2条第5項及び第8項中「第15条第2項第8号」を「第15条第2項第10号」に改め、同条第9項中「第15条第2項第10号」を「第15条第2項第12号」に改める。

第4条第1項第1号中「個人番号カード」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（第21条第4項第1号において「個人番号カード」という。）」に改める。

第20条中「別記第24号様式」を「別記第34号様式」に改め、同条を第32条とし、第19条の次に次の12条を加える。

(提案の募集の方法)

- 第20条 条例第45条の4の規定による提案の募集は、毎年度1回以上、当該募集の開始の日から30日以上期間を定めて、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

- 2 提案の募集に関し必要な事項は、あらかじめ告示するものとする。

(提案の方法等)

- 第21条 条例第45条の5第1項の提案は、実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書（別記第24号様式）により行うものとする。

- 2 代理人によって前項の提案をする場合にあつては、実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書に当該代理人の権限を証する書面を添えて行うものとする。

- 3 条例第45条の5第2項第8号の実施機関の規程で定める事項は、提案に係る実施機関非識別加工情報に関して希望する提供の方法とする。
- 4 条例第45条の5第3項の実施機関の規程で定める書類は、次のとおりとする。
- (1) 提案をする者が個人である場合にあっては、その氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類の写しであって、当該提案をする者が本人であることを確認するに足りるもの
  - (2) 提案をする者が法人その他の団体である場合にあっては、その名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名と同一の名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに氏名が記載されている登記事項証明書又は印鑑登録証明書で提案の日前6月以内に作成されたものその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、その者が本人であることを確認するに足りるもの
  - (3) 提案をする者がやむを得ない事由により前2号に掲げる書類を添付できない場合にあっては、当該提案をする者が本人であることを確認するため議会が適当と認める書類
  - (4) 前各号に掲げる書類のほか、議会が必要と認める書類
- 5 前項の規定は、代理人によって第1項の提案をする場合に準用する。この場合において、前項第1号から第3号までの規定中「提案をする者」とあるのは「代理人」と読み替えるものとする。
- 6 条例第45条の5第3項第1号の書面は、誓約書（別記第25号様式）によるものとする。
- 7 議会は、条例第45条の5第2項の規定により提出された書面又は同条第3項の規定により添付された書類に不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、同条第1項の提案をした者又は代理人に対して、説明を求め、又は当該書面若しくは書類の訂正を求めることができる。
- （提案に係る実施機関非識別加工情報の本人の数）
- 第22条 条例第45条の7第1項第2号の実施機関の規程で定める数は、1,000人とする。
- （提案に係る実施機関非識別加工情報を事業の用に供する期間）
- 第23条 条例第45条の7第1項第5号の実施機関の規程で定める期間は、条例第45条の5第2項第5号の事業並びに同号の提案に係る実施機関非識別加工情報の利用の目的及び方法からみて必要な期間とする。
- （提案に係るその他審査の基準）
- 第24条 条例第45条の7第1項第7号の実施機関の規程で定める基準は、議会が提案に係る実施機関非識別加工情報を作成する場合に事務の遂行に著しい支障を及ぼさないものであることとする。
- （審査した結果の通知方法及び通知事項）
- 第25条 条例第45条の7第2項の規定による通知は、次に掲げる書類を添えて審査結果通知書（別記第26号様式）により行うものとする。
- (1) 実施機関非識別加工情報の利用に関する契約の締結の申込書（別記第27号様式）により作成した条例第45条の9の規定による実施機関非識別加工情報の利用に関する契約の締結の申込みに関する書類
  - (2) 前号の契約の締結に関する書類
- 2 条例第45条の7第2項第2号の実施機関の規程で定める事項は、次のとおりとする。
- (1) 納付すべき手数料の額
  - (2) 手数料の納付方法
  - (3) 手数料の納付期限
  - (4) 実施機関非識別加工情報の提供の方法
- 3 条例第45条の7第3項の規定による通知は、審査結果通知書（別記第28号様式）により行うものとする。
- （実施機関非識別加工情報の作成に関する意見照会等）
- 第26条 条例第45条の8第1項において準用する和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号）第1

5条第1項の実施機関の規程で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第45条の5第1項の提案の年月日
  - (2) 条例第45条の5第1項の提案に係る個人情報ファイルの記録項目
  - (3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限
- 2 条例第45条の8第1項において準用する和歌山県情報公開条例第15条第1項の規定による通知を書面により行う場合の通知は、保有個人情報を非識別加工情報へ加工して提供することに関する意見照会書（別記第29号様式）により行うものとする。

3 条例第45条の8第1項において準用する和歌山県情報公開条例第15条第2項の実施機関の規程で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第45条の5第1項の提案の年月日
- (2) 条例第45条の8第1項において準用する和歌山県情報公開条例第15条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由
- (3) 条例第45条の5第1項の提案に係る個人情報ファイルの記録項目
- (4) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

4 条例第45条の8第1項において準用する和歌山県情報公開条例第15条第2項の規定による通知は、保有個人情報を非識別加工情報へ加工して提供することに関する意見照会書（別記第30号様式）により行うものとする。

（実施機関非識別加工情報の利用に関する契約の締結）

第27条 条例第45条の9の規定による実施機関非識別加工情報の利用に関する契約の締結は、第25条第1項の書類を提出することにより行うものとする。

（実施機関非識別加工情報の作成の方法に関する基準）

第28条 条例第45条の10第1項の実施機関の規程で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 保有個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること（当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- (2) 保有個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- (3) 保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号（現に議会において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。）を削除すること（当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む。）。
- (4) 特異な記述等を削除すること（当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- (5) 前各号に規定する措置のほか、保有個人情報に含まれる記述等と当該保有個人情報を含む個人情報ファイルを構成する他の保有個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報ファイルの性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。

（実施機関非識別加工情報の個人情報ファイル簿に記載する事項）

第29条 条例第45条の11第1号の実施機関の規程で定める事項は、実施機関非識別加工情報の本人の数及び実施機関非識別加工情報に含まれる情報の項目とする。

（準用）

第30条 第21条、第23条、第25条及び第27条の規定は、条例第45条の12第1項の提案をする場合について準用する。この場合において、第21条第1項中「実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書（別記第24号様式）」とあるのは「作成された実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書（別記第31号様式）」と、同条第2項中「実施機関非識別加工情報をその用に

供して行う事業に関する提案書」とあるのは「作成された実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」と、第25条第1項中「審査結果通知書（別記第26号様式）」とあるのは「審査結果通知書（別記第32号様式）」と、同条第3項中「審査結果通知書（別記第28号様式）」とあるのは「審査結果通知書（別記第33号様式）」と読み替えるものとする。

（実施機関非識別加工情報等の安全確保の措置の基準）

第31条 条例第45条の15第1項の実施機関の規程で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 実施機関非識別加工情報等を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。
- (2) 実施機関非識別加工情報等の取扱いに関する規程等を整備し、当該規程等に従って実施機関非識別加工情報等を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。
- (3) 実施機関非識別加工情報等を取り扱う正当な権限を有しない者による実施機関非識別加工情報等の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

別記第1号様式を次のように改める。



別記第1号様式（第2条関係）

個人情報ファイル簿	
作成年月日（修正した場合には、直近の修正年月日）	
個人情報ファイルの名称	
実施機関の名称	和歌山県議会
事務をつかさどる組織の名称	
個人情報ファイルの利用目的	
記録項目	
記録範囲	
記録情報の収集方法	
要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 含まれる。 <input type="checkbox"/> 含まれない。
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	
訂正及び利用停止に関する法令又は他の条例の規定による特別の手続	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 和歌山県個人情報保護条例第2条第6号ア（電算処理ファイル） <input type="checkbox"/> 和歌山県個人情報保護条例第2条第6号イ（マニュアル処理ファイル）
和歌山県個人情報保護条例の施行に関する和歌山県議会規程第2条第7項第3号に該当する個人情報ファイル	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
実施機関非識別加工情報の提案を募集する個人情報ファイル	<input type="checkbox"/> 該当する。 <input type="checkbox"/> 該当しない。

実施機関非識別加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
和歌山県個人情報保護条例第45条の8第1項において準用する和歌山県情報公開条例第15条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会が与えられる個人情報ファイル		<input type="checkbox"/> 該当する。 <input type="checkbox"/> 該当しない。
実施機関非識別加工情報の概要	実施機関非識別加工情報の本人の数	
	実施機関非識別加工情報に含まれる情報の項目	
作成された実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案をすることができる期間		
備考		

別記第24号様式中「第20条関係」を「第32条関係」に、「和歌山県個人情報保護条例施行規則第22条第1項」を「和歌山県個人情報保護条例の施行に関する和歌山県議会規程第32条第1項」に改め、同様式を別記第34号様式とし、別記第23号様式の次に次の10様式を加える。

別記第24号様式（第21条関係）

実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書

年 月 日

和歌山県議会議長 様

郵便番号

（ふりがな）

住所又は居所（法人その他の団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。）

（ふりがな）

氏名（個人にあつては、自筆で記入したときは、押印を省略することができる。法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略することができる。）

印

連絡先（電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署がある場合は、当該担当部署の名称及び担当者の氏名を記載すること。）

和歌山県個人情報保護条例第45条の5第1項の規定により、以下のとおり実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案をします。

- 1 個人情報ファイルの名称
- 2 実施機関非識別加工情報の本人の数
- 3 加工の方法を特定するに足りる事項
- 4 実施機関非識別加工情報の利用
  - (1) 利用の目的
  - (2) 利用の方法
  - (3) 利用に供する事業の内容
  - (4) 上記(3)の事業の用に供しようとする期間
- 5 漏えいの防止等実施機関非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置

## 6 実施機関非識別加工情報の提供の方法

- (1) 提供媒体  CD-R  DVD-R  
(2) 提供方法  窓口受領  郵送

## 記載要領

- 1 「1 個人情報ファイルの名称」には、和歌山県議会事務局総務課に備えて置き一般の閲覧に供し、及び和歌山県議会のホームページにおいて公表されている個人情報ファイル簿（和歌山県個人情報保護条例第45条の5第1項の提案の募集をする個人情報ファイルである旨が個人情報ファイル簿に記載されている個人情報ファイルに限る。以下同じ。）の個人情報ファイルの名称を記載すること。
- 2 「2 実施機関非識別加工情報の本人の数」には、提案をする者が提供を求める実施機関非識別加工情報に含まれる本人の数（下限は1,000人）を記載すること。
- 3 「3 加工の方法を特定するに足りる事項」には、議会において具体的かつ明確に加工の方法を特定できる情報を記載すること。具体的には、個人情報ファイル簿に掲載されている「記録項目」のうち実施機関非識別加工情報として提供を希望する記録項目名及び当該記録項目ごとの情報の程度（例えば、記録項目が「住所」であれば「都道府県名のみ」とする。）を記載すること。  
なお、提案のあった個人情報ファイルを構成する保有個人情報に、和歌山県情報公開条例第7条第2号以外の非開示情報が含まれる場合は、当該非開示情報に該当する部分は加工対象から除かれることに注意すること。
- 4 「4 実施機関非識別加工情報の利用」には、4 (1) から (4) までの事項を具体的に記載すること。また、「4 (4) 上記 (3) の事業の用に供しようとする期間」には、事業の目的及び内容並びに実施機関非識別加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間を記載すること。
- 5 「5 漏えいの防止等実施機関非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置」には、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）」を踏まえて記載すること。
- 6 「6 実施機関非識別加工情報の提供の方法」には、該当する□のチェックボックスに「レ」マークを入れること。
- 7 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第25号様式（第21条関係）

誓約書

年 月 日

和歌山県議会議長 様

（ふりがな）

氏名（個人にあつては、自筆で記入したときは、押印を省略することができる。法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略することができる。）

印

提案をする者（及びその役員）が、和歌山県個人情報保護条例第45条の6各号に該当しないことを誓約します。

記載要領

- 1 役員とは、取締役、執行役、業務執行役員、監査役、理事及び監事その他これらに準ずるものをいう。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

別記第26号様式（第25条関係）

審査結果通知書

第 号  
年 月 日

提案者 様

和歌山県議会議長



年 月 日付け「実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、和歌山県個人情報保護条例第45条の7第1項各号に掲げる基準に適合すると認めるので、同条第2項の規定により、以下の事項を通知します。

1 契約の締結

和歌山県議会との間で実施機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができます。

実施機関非識別加工情報の利用に関する契約の締結を申し込む場合は、2に従って手数料を納付の上、和歌山県個人情報保護条例の施行に関する和歌山県議会規程第25条第1項各号に掲げる書類を年 月 日（必着）までに提出してください。

2 手数料

(1) 納付すべき手数料の額

(2) 手数料の納付方法

(3) 手数料の納付期限

3 実施機関非識別加工情報の提供の方法

4 その他

記載要領 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

別記第27号様式（第25条関係）

実施機関非識別加工情報の利用に関する契約の締結の申込書  
（第1面）

年 月 日

和歌山県議会議長 様

郵便番号

（ふりがな）

住所又は居所（法人その他の団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。）

（ふりがな）

氏名（個人にあつては、自筆で記入したときは、押印を省略することができる。法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略することができる。）

印

連絡先（電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署がある場合は、当該担当部署の名称及び担当者の氏名を記載すること。）

年 月 日付け 第 号の「審査結果通知書」を受領しましたので、  
和歌山県個人情報保護条例 第45条の9 の規定により  
第45条の12第2項において準用する同条例第45条の9 の規定により  
実施機関非識別加工情報の利用に関する契約の締結を申し込みます。

記載要領

- 1 実施機関非識別加工情報の利用に係る手数料は、「審査結果通知書」により通知した事項に従って納付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。



（第2面）

領収証書の写し貼り付け欄

（領収印があるものに限る。）

別記第28号様式（第25条関係）

審査結果通知書

第 号  
年 月 日

提案者 様

和歌山県議会議長



年 月 日付け「実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、以下の理由により、和歌山県個人情報保護条例第45条の7第1項第 号の基準に適合しないと認めるので、同条第3項の規定により通知します。

（提案が和歌山県個人情報保護条例第45条の7第1項第 号に掲げる基準に適合しないと認める理由）

記載要領

- 1 「提案が和歌山県個人情報保護条例第45条の7第1項第 号に掲げる基準に適合しないと認める理由」は、適合しないと認める該当基準及びその判定内容をできる限り具体的に記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。



別紙

実施機関非識別加工情報の提案に関する意見書

年 月 日

和歌山県議会議長 様

郵便番号

（ふりがな）

住所又は居所

（ふりがな）

氏名（自筆で記入したときは、押印を省略することができる。）

印

連絡先（電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。）

年 月 日付け「保有個人情報を非識別加工情報へ加工して提供することに関する意見照会書」について、次のとおり意見を提出します。

1 照会のあった個人情報ファイルの名称

2 意見

(1) 自身に関する個人情報について、上記個人情報ファイルを非識別加工して提供することによる反対意見の有無（該当する項目にチェック）

無 有（反対）

(2) その他

記載要領

1 「2 (2) その他」には、必要に応じて、反対の理由等を記載すること（特に意見がなければ記載は不要）。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

別記第30号様式（第26条関係）

保有個人情報を非識別加工情報へ加工して提供することに関する意見照会書

第 号  
年 月 日

第三者 様

和歌山県議会議長



あなたに関する情報が記録されている以下の個人情報ファイルについて和歌山県個人情報保護条例第45条の5第1項の規定による実施機関非識別加工情報に係る提案がなされました。

当該提案については、当該個人情報ファイルを特定の個人を識別することができないように及びその作成に用いる個人情報を復元することができないように加工した実施機関非識別加工情報として当該提案をした者に提供することとなります。

つきましては、和歌山県個人情報保護条例第45条の8第1項において準用する和歌山県情報公開条例第15条第2項の規定に基づき御意見を伺いますので、当該個人情報ファイルに含まれるあなたの個人情報を非識別加工して提供することについて御意見がある場合は、別紙の「実施機関非識別加工情報の提案に関する意見書」を御提出いただきますようお願いいたします。

反対の御意見をいただいた場合は、加工の対象となる個人情報ファイルから、あなたに関する情報を除外した上で実施機関非識別加工情報を作成し、当該提案をした者に提供することとなります。

なお、提出期限までに同意見書の御提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

- 1 提案のあった個人情報ファイルの名称
- 2 提案がなされた日
- 3 和歌山県個人情報保護条例第45条の8第1項において準用する和歌山県情報公開条例第15条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由  
(区分)  
(理由)
- 4 上記個人情報ファイルの記録項目
- 5 作成を予定している実施機関非識別加工情報の概要
- 6 意見書の提出先  
班（係）  
電話番号（ ） —
- 7 意見書の提出期限

記載要領 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別紙

実施機関非識別加工情報の提案に関する意見書

年 月 日

和歌山県議会議長 様

郵便番号

（ふりがな）

住所又は居所

（ふりがな）

氏名（自筆で記入したときは、押印を省略することができる。）

印

連絡先（電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。）

年 月 日付け「保有個人情報を非識別加工情報へ加工して提供することに関する意見照会書」について、次のとおり意見を提出します。

1 照会のあった個人情報ファイルの名称

2 意見

(1) 自身に関する個人情報について、上記個人情報ファイルを非識別加工して提供することによる反対意見の有無（該当する項目にチェック）

無 有（反対）

(2) その他

記載要領

1 「2 (2) その他」には、必要に応じて、反対の理由等を記載すること（特に意見がなければ記載は不要）。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

別記第31号様式（第30条関係）

作成された実施機関非識別加工情報を用いて行う事業に関する提案書

年 月 日

和歌山県議会議長 様

郵便番号

（ふりがな）

住所又は居所（法人その他の団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。）

（ふりがな）

氏名（個人にあつては、自筆で記入したときは、押印を省略することができる。法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略することができる。）

印

連絡先（電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署がある場合は、当該担当部署の名称及び担当者の氏名を記載すること。）

和歌山県個人情報保護条例 第45条の12第1項前段 第45条の12第1項後段 の規定により、次のとおり作成された実施機関

実施機関非識別加工情報を用いて行う事業（又は事業の変更）に関する提案をします。

- 1 提案に係る実施機関非識別加工情報を特定するに足りる事項
- 2 実施機関非識別加工情報の利用
  - (1) 利用の目的
  - (2) 利用の方法
  - (3) 利用に供する事業の内容
  - (4) 上記(3)の事業の用に供しようとする期間
- 3 漏えいの防止等実施機関非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置
- 4 実施機関非識別加工情報の提供の方法
  - (1) 提供媒体  CD-R  DVD-R
  - (2) 提供方法  窓口受領  郵送

## 記載要領

- 1 「1 提案に係る実施機関非識別加工情報を特定するに足りる事項」には、和歌山県個人情報保護条例第45条の11の規定により個人情報ファイル簿に記載された実施機関非識別加工情報の概要を記載すること。
- 2 「2 実施機関非識別加工情報の利用」には、2 (1) から (4) までの事項を具体的に記載すること。また、「2 (4) 上記 (3) の事業の用に供しようとする期間」には、事業の目的及び内容並びに実施機関非識別加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間を記載すること。
- 3 「3 漏えいの防止等実施機関非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置」には、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）」を踏まえて記載すること。
- 4 「4 実施機関非識別加工情報の提供の方法」には、該当する□のチェックボックスに「レ」マークを入れること（和歌山県個人情報保護条例第45条の12第1項前段の提案をする場合に限る。）。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。



別記第32号様式 (第30条関係)

審査結果通知書

第 号  
年 月 日

提案者 様

和歌山県議会議長



年 月 日付け「作成された実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、和歌山県個人情報保護条例第45条の12第2項において準用する同条例第45条の7第1項第1号及び第4号から第7号までに掲げる基準に適合すると認めるので、同条第2項の規定により、以下の事項を通知します。

1 契約の締結

和歌山県議会との間で実施機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができます。

実施機関非識別加工情報の利用に関する契約の締結を申し込む場合は、2に従って手数料を納付の上、和歌山県個人情報保護条例の施行に関する和歌山県議会規程第25条第1項各号に掲げる書類を年 月 日 (必着) までに提出してください。

2 手数料

(1) 納付すべき手数料の額

(2) 手数料の納付方法

(3) 手数料の納付期限

3 実施機関非識別加工情報の提供の方法

4 その他

記載要領 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

別記第33号様式（第30条関係）

審査結果通知書

提案者 様

第 号  
年 月 日

和歌山県議会議長



年 月 日付け「作成された実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、以下の理由により、和歌山県個人情報保護条例第45条の12第2項において準用する同条例第45条の7第1項第 号の基準に適合しないと認めるので、同条第3項の規定により通知します。

（提案が和歌山県個人情報保護条例第45条の12第2項において準用する同条例第45条の7第1項第1号及び第4号から第7号までに掲げる基準に適合しないと認める理由）

記載要領

- 1 「提案が和歌山県個人情報保護条例第45条の12第2項において準用する同条例第45条の7第1項第1号及び第4号から第7号に掲げる基準に適合しないと認める理由」は、適合しないと認める該当基準及びその判定内容をできる限り具体的に記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、和歌山県個人情報保護条例及び和歌山県情報公開条例の一部を改正する条例（平成29年和歌山県条例第54号。次項において「改正条例」という。）の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正条例第1条の規定による改正後の和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）第45条の3各号に掲げる事項を記載するための同条例第15条第1項に規定する個人情報ファイル簿の修正についての和歌山県個人情報保護条例の施行に関する和歌山県議会規程第2条第4項の規定の適用については、同項中「直ちに」とあるのは、「和歌山県個人情報保護条例及び和歌山県情報公開条例の一部を改正する条例（平成29年和歌山県条例第54号）の施行後遅滞なく」とする。